

白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 白岡市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p>ウ <u>他の市町村長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>白岡市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p>(4) <u>市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 白岡市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>(2) 略</p>

参考資料

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1)～(5) 略

(6) 白岡市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年白岡町条例第18号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

(7) 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年白岡町条例第20号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

(8) 他の都道府県又は市区町村が実施する制度により乳幼児、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1)～(5) 略